

## **[事案 2024-102] 契約取消等請求**

・令和 8 年 6 月 30 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2024-103] の申立人の配偶者である。

### **<事案の概要>**

募集人の説明不足等を理由に、契約の取消し等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

昭和 53 年 12 月に養老保険（契約①）、昭和 56 年 3 月に定期保険（契約②）、昭和 60 年 8 月に終身保険（契約③）、昭和 63 年 3 月に終身保険（契約④）、平成 2 年 12 月に学資保険（契約⑤）、平成 3 年 6 月に終身保険（契約⑥）、平成 6 年 4 月に年金保険（契約⑦）を契約したが、主に以下等のとおり請求する。

- (1) 契約①②③④について、募集人から説明を受けておらず、申込みをしたこともないので無効として、既払込保険料を返還してほしい。
- (2) 契約⑤について、設計書に記載された正当な保険金や、正当な配当金を支払ってほしい。
- (3) 契約⑤⑥について、募集人から設計書やパンフレットを交付されておらず、また、説明を受けていない。そのため、特約の一部（定期保険特約、新傷害特約、新災害入院特約）を付加するつもりがなかったのに特約が付加されているので、同特約を無効として、同特約にかかる既払込保険料を返還してほしい。
- (4) 契約⑦について、正当な年金保険金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申込書には、申立人の署名、押印がある。
- (2) 当時交付した設計書には、各年齢時に支払われるこども祝金および満期祝金の記載があったほか、積立配当金、祝金据置金の記載があった。しかし、設計書に記載された「祝金据置累計額」、「満期時積立配当金」の各金額は、それぞれ、設計書作成当時に適用されていた据置利率および配当金積立利率が将来にわたって続いた場合を仮定して記載されたものであり、相手方はかかる金額の支払を保証したものではない。設計書にも、将来の支払額を約束するものではない旨の注意書きが記載されている。
- (3) 契約⑤⑥について、申立人の配偶者に対し、募集人は設計書を示しながら説明をした。また、契約申込手続時には、申立人に対し、各特約や保険料の内訳などが記載された生命保険契約申込書を示しながら、各特約の保障内容及び保険料額について説明した。申立人は、契約成立後、保険証券を見て各特約が付加されていることを確認しているが、その時点で、保険会社に対し、各特約の付加について何らの異議を申し出していない。
- (4) 設計書に記載された「配当金による年金」、「特別配当金による年金」は、それぞれ、設計書作成当時に適用されていた配当金積立利率が将来にわたって続いた場合を仮定して記載されたものである。また、設計書にも、将来の支払額を約束するものではない旨の注意書きが記載されており、募集人も、設計書記載のと通りの配当金額が支払われるわけではない旨説明している。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、各契約締結時の状況等を確認するため、申立人および申立人の配偶者、ならびに契約⑤⑥⑦を担当した募集人に対して事情聴取を行った。なお、契約①②③④を担当した募集人は退職しているため事情聴取は実施できなかった。

## 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。